

令和5年度大江町AIナビやまがた登録推進補助金交付要綱

令和5年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、結婚につながる機会創出のため、AIナビやまがた入会登録料（以下「登録料」という。）に対して、町長が予算の範囲内において交付する補助金に関し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に全て該当する者とする。

- （1）本町に住所を有していること。
- （2）町税の滞納がないこと。
- （3）他の公的制度による補助等を受けていないこと。

（補助対象経費・補助金額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和5年4月1日から令和6年3月25日までの期間において支払われた登録料とする。ただし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

2 補助金の額は、補助対象経費または、1万円のいずれか低い額とする。

（補助金交付の申請及び実績報告）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大江町AIナビやまがた登録推進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に下記の書類を添えて、令和6年3月25日までに町長に提出しなければならない。

- （1）登録料の領収書の写しまたは支払先および支払金額を確認できる通帳等の写し
- （2）その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び額の確定）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付すると決定したときは、大江町AIナビやまがた登録推進補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第6条 町長は、交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当することとなっ

たときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、当該補助金について期限を定めて返還を命ずることができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）前号のほか、町長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

２ 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を申請者に通知する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。